

# 瀬戸内海環境保全基本計画（令和4年2月閣議決定）の構成について

## 第1 序説

- 1 計画策定の意義
- 2 計画の性格
- 3 計画の範囲
- 4 計画の期間

## 第2 計画の目標

- 1 水質の保全及び管理並びに水産資源の持続可能な利用の確保について
- 2 沿岸域の環境の保全、再生及び創出、並びに自然景観及び文化的景観の保全について
- 3 海洋プラスチックごみを含む漂流・漂着・海底ごみへの対応について
- 4 気候変動等への対応について

## 第3 基本的な施策

- 1 水質の保全及び管理並びに水産資源の持続可能な利用の確保
  - (1) 水環境管理の観点からの汚濁負荷の低減
  - (2) 下水道等の整備の促進等
  - (3) 湾奥部をはじめとする底層環境等の改善
  - (4) 油等による汚染の防止
  - (5) 栄養塩類の管理等
  - (6) 水産資源を含む生物の生息環境の整備等
- 2 沿岸域の環境の保全、再生及び創出、並びに自然景観及び文化的景観の保全
  - (1) 自然海浜の保全等
  - (2) 海砂利の採取の抑制
  - (3) 埋立てに当たっての環境保全に対する配慮
  - (4) エコツーリズム等の推進
  - (5) 健全な水循環・物質循環機能の維持・回復
  - (6) 島しょ部の環境の保全
- 3 海洋プラスチックごみを含む漂流ごみ等の除去・発生抑制等
  - (1) 海岸漂着物等の除去及び内陸地域を含む発生抑制の推進
  - (2) プラスチックごみ対策の推進
  - (3) 循環経済への移行
- 4 気候変動への対応を含む環境モニタリング、調査研究等の推進
  - (1) 監視測定の充実、調査研究等の推進
  - (2) 技術開発の促進
  - (3) 栄養塩類管理等における、最新の科学的知見に基づく評価
- 5 基盤的施策の着実な実施
  - (1) 環境保全思想の普及、広域的な連携の強化等
  - (2) 情報提供、広報の充実
  - (3) 環境教育・環境学習の推進
  - (4) 国内外の閉鎖性海域との連携
  - (5) 国の援助措置

## 第4 計画の点検

- ・主に水質の保全及び管理並びに水産資源の持続可能な利用の確保に関する指標
- ・主に沿岸域の環境の保全、再生及び創出、並びに自然景観及び文化的景観の保全に関する指標
- ・主に海洋プラスチックごみを含む漂流ごみ等の除去・発生抑制等に関する指標
- ・主に気候変動への対応を含む環境モニタリング等の推進に関する指標